

令和元年9月13日
東京大学

研究費不正使用に係る調査結果について

1. 調査に至る経緯

平成30年8月31日付けで広島大学を退職し、平成30年9月1日付けで本学に採用された元教授に関わる科学研究費補助金等の移管の手続を行っていたところ、元教授が広島大学に在籍していた期間において、広島大学と本学から旅費を重複して受給していた疑いが判明した。

これにより、平成30年10月17日、「国立大学法人東京大学における競争的資金等の不正使用に係る調査の手続き等に関する規則」（以下「規則」という。）に基づき調査の開始を決定。平成30年10月23日、調査委員会を設置して調査を開始した。

2. 調査

(1) 調査体制

規則第3条の規定に基づき、総括調査責任者のもとに調査委員会を設置した。

総括調査責任者

氏名	職名	備考
境田 正樹	東京大学 理事	

調査委員会の構成

氏名	所属・職名	備考
鈴木 敏人	東京大学 副理事	委員長 第1号委員 ~平成31年3月31日
戸張 勝之	東京大学 副理事	第1号委員 平成31年4月1日~
大南 英樹	東京大学本部 法務課長	第1号委員 ~平成31年3月31日
門馬 清仁	東京大学本部 法務課長	第1号委員 平成31年4月1日~
難波 満	東京駿河台法律事務所 弁護士	第2号委員
竹内 啓博	竹内事務所 公認会計士・税理士	第2号委員
白石 英司	東京大学本部 研究倫理推進課長	第3号委員
渡邊 仁之	東京大学大気海洋研究所 事務長	第4号委員

(2) 調査内容

①調査期間

平成30年10月17日 ~ 令和元年8月9日

②調査対象

平成23年度から平成30年8月までの本学における元教授に関わる旅費、物件費。

③調査方法

- ・旅費の重複受給に関わる広島大学及び人間文化研究機構と連携して調査を実施。
- ・元教授に関わる支出関係証憑類及び書面照会による事実確認、ヒアリングの実施。

3. 調査結果

(1) 不正の種別

旅費の重複受給、旅費の虚偽請求（以下、併せて「重複受給等」という。）

(2) 不正に関与した者

元教授 1名（40歳代 男性）

(3) 不正の内容

元教授は、広島大学在籍時に広島大学や他機関から旅費が支給されることを認識しながらも、本学に対してその事実を申告せず、各機関が定める出張申請書及び出張報告書を提出して旅費を重複受給していたり、実際とは異なる行程等の出張申請書及び出張報告書を提出して旅費を不正に受給していた。

また、元教授は、広島大学に在籍していた期間に指導していた広島大学の学生の出張についても、元教授自身が出張申請書や出張報告書の提出を行って重複受給等しており、学生が重複受給等した旅費を、学生から払い戻してもらうなどしていた。

これら調査の結果、本学から元教授及び広島大学の学生に対して本学が支給した旅費のうち、重複受給等にあたる旅費 62 件、4,477,620 円を不正使用額と認定し、元教授もこれを認めている。

なお、元教授は、重複受給等した旅費について、自身が使用すべきものではないと認識し、使用することのないまま保管しており、私的流用があったとは認められない。

4. 再発防止策

①事前申請の徹底と原則精算払

本学では、出張の際、事前申請を徹底するとともに、従来から、不正使用や二重払い等のミスを防止する観点から原則精算払としている。依頼出張の場合も教職員と同様に原則精算払としており、引き続き、事前申請の徹底と精算払いを原則としていく。

②出張旅費システム入力者への適正な旅費申請手続き等の啓発

他機関の研究者への出張依頼の処理において、出張旅費システムで代理申請を行う教職員に対し、旅費サイトの充実や部局説明会を通じて、適正な手続きを啓発していく。

③出張旅費システムのオンライン手配の推奨

出張旅費システムに構築している航空券、新幹線、宿泊施設、ビジネスパック等のオンライン手配依頼を推奨し、旅費支給の適正化と効率化を図る。

④競争的資金等の不正使用防止に関する注意喚起

学内ポータルサイトや学内諸会議等で今回の事案概要を周知し注意喚起を行うとともに、研究費執行上の留意事項を改めて全学周知する。

⑤内部監査

内部監査において、無作為抽出による出張に対する準拠性の検証、旅費の実態に関する事後確認を従来から行っているが、今後、範囲を拡大（件数、対象者等）しながら、引き続き内部監査での事後確認を実施する。

不正使用額の資金種別内訳

資金の種別	旅費件数	不正使用額（円）
文部科学省補助事業（平成 24～30 年度）	56 件	4,188,980
科学研究費助成事業（平成 28 年度）	1 件	34,580
運営費交付金（平成 23、28、30 年度）	4 件	166,440
寄附金（平成 23 年度）	1 件	87,620
合 計	62 件	4,477,620

※上記の不正使用額については、全額返還予定。